

**G8 ドーヴィル・サミット**  
**「不拡散及び軍縮に関する宣言」(仮訳)**

1. 我々が既に認識しているように、大量破壊兵器の拡散は国際の平和と安全に対する主要な脅威であることから、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散防止は、最重要課題の一つである。我々は、拡散の防止及び拡散への対抗に寄与するすべての多数国間条約及び取決めを支持し、また、それらの履行と普遍化を促進することによって、国際的な不拡散の枠組みを強化する決意である。我々は、核兵器不拡散条約(NPT)、化学兵器禁止条約(CWC)及び生物・毒素兵器禁止条約(BTWC)の締約国でないすべての国に対し、それらの条約の速やかな締結を求める。我々はまた、拡散を阻止するための我々の国内制度の有効性を強化することを引き続き決意する。
2. 我々は、核不拡散体制の礎石であり、また、軍縮の追求及び原子力の平和的利用の不可欠な基礎であるNPTに対する無条件の支持を再確認する。
3. 我々は、2010年5月のNPT運用検討会議において、同条約の3本柱を踏まえたバランスの取れた最終文書を採択したことを歓迎する。我々は自らのコミットメントを履行する決意であるとともに、すべての締約国に対し、同文書の規定を履行するよう求める。この点に関し、我々は、2011年6月30日にパリで開催されるP5によるNPT運用検討会議のフォローアップ会合を支持する。また、関係国は、法的拘束力のある非核兵器地帯条約議定書の発効に向け協議し協力するコミットメントを再確認する。我々は、NPT第10条を尊重しつつ、同時に、脱退に対処する方途と手段が必要であることを認識する。その点に関し、我々は、国連安保理はNPTからの脱退に係るあらゆる国の通知に直ちに対処すべきこと、また、いかなる締約国も脱退以前に犯したNPT違反について国際法上の責任を有することを強調する。この重要な問題は、次のNPT運用検討プロセスにおいて引き続き議題とする必要がある。
4. 我々は、中東における核兵器その他の大量破壊兵器及びその運搬手段のない地帯の設置に関する2010年NPT運用検討会議の決定を履行するため、あらゆる必要な貢献を行う用意があることを表明する。我々は、すべての関係国に対し、2012年に開催される会合の準備に必要なあらゆる努力を行うことを求める。その目的のため、我々はセミナーの開催におけるEUの努力を歓迎する。

5. 日本での原発事故に対し日本政府及び国民への連帯を表明するとともに、この事故を念頭に置きつつ、原子力安全に特別な注意を払うことの必要性を強調する。この点に関し、我々は、教訓を引き出し、国際的な原子力安全のための措置及び体制を向上させるため、6月7～8日のパリでの原子力安全に関する会合及び6月20～24日のIAEA主催の閣僚会議への期待を表明する。
6. 我々は、深刻な拡散の脅威への強い懸念と、それらの脅威を外交的手段を通じて解決するよう努める決意を表明する。IAEA、とりわけその保障措置制度は、引き続き核不拡散体制の効果的な実施のための非常に重要な手段である。IAEAは、必要なリソースを有し、検認の任務を完全に実施することができ、憲章上のマンデートに従い、(保障措置の)違反事例を国連安保理に報告することができなければならない。
7. イランが依然として多くの国連安保理及びIAEA理事会決議に基づく国際的な義務を遵守していないことは、最大の懸念の原因となっている。我々は、中国、フランス、ドイツ、ロシア、英国、米国及びEU上級代表による集中的な外交努力や国連安保理決議第1929号(2010年6月)における措置の採択を受け、イランが最終的にジュネーブ(2010年12月)及びイスタンブール(2011年1月)で2回の会合を行うことを受け入れたことに留意する。イランが提示された実際的かつ詳細なアイデアについて議論することに積極的でなかったこと及び核開発の目的についての国際社会の懸念にまだまだこたえていないことは遺憾である。我々は、国連安保理決議第1929号に従い、イランが核兵器を運搬可能な弾道ミサイル関連のいかなる活動(弾道ミサイル技術を利用した発射を含む。)も行っていないことを想起する。我々はイランに対し、同国の原子力計画が専ら平和的なものであるとの国際社会の確信をどのように回復するかということに関し、イランが前提条件を付けることなしに建設的な対話に参加するよう要請する。我々は、イランのNPTの下での原子力の平和的利用の権利を認識しているが、その権利は、イランを含むすべてのNPT締約国が尊重すべき義務を伴うものであることを想起する。イランは依然として、同国の計画が専ら平和的目的であるということ、関連する国連安保理決議及びIAEA理事会決議における国際的義務の遵守を通じて証明していない。我々はイランに対し、IAEAの求めに従い、すべての透明化措置を履行することにより、IAEAと完全に協力するよう要請する。

我々はイランに対し、すべての分野（経済、平和的目的の原子力、政治及び安全保障）における協力を含む包括的な関係の構築並びにイラン及び国際社会の利益を最終的な目標として、これまでの政策を改め、同国の原子力計画について6か国との建設的な対話を行うよう要請する。イランの行動次第で、我々はデュアル・トラック・アプローチに沿った追加的措置の必要性につき決定する。

8. 我々は、北朝鮮がウラン濃縮計画を含む核及び弾道ミサイル計画を進め、国連安保理決議第1718号及び同第1874号に違反していることを非難する。我々は北朝鮮に対し、2005年の六者会合共同声明におけるものを含む国際的な義務及び約束を完全に遵守し、国連安保理決議第1718号及び同第1874号に規定されているように、特に、IAEAに対し、すべての核施設、用地その他の場所への無制限なアクセスを認めることにより、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で、すべての核兵器及び既存の核・弾道ミサイル計画を放棄するよう要請する。我々は北朝鮮に対し、NPT及びIAEAの保障措置に関する義務を再度完全に遵守するよう求める。また、我々は北朝鮮に対し、大量破壊兵器及びその運搬手段並びに通常兵器に関連する物資、技術又は知見のいかなる拡散も防止するよう、必要なすべての措置を講じることを要請する。我々は北朝鮮に対し、対話の再開に資する環境を醸成する具体的行動をとるとともに、非核化に向けた不可逆的な措置をとるよう要請する。我々は北朝鮮に対し、2010年11月の延坪島砲撃事件のような、地域の安定に否定的な影響を与えるいかなる行動又は挑発も慎むよう要請する。
9. 我々は、直近のIAEA報告に示されたシリアの非協力につき深い懸念を以て留意する。我々は、シリアに対し、全ての未解決の問題を解明するため、義務を履行し、IAEAに完全に協力し、アクセスと情報についてのIAEA事務局長の要請に応えることを要請する。我々は、IAEA理事会が本件の深刻さに対処することを期待している。
10. 我々は、安保理決議第1540号、同第1887号及び同第1977号で強調されているとおり、国際の平和と安全に対する脅威である大量破壊兵器及びその運搬手段が引き続き拡散していることに懸念を表明する。弾道ミサイルの技術、知見及びシステムの分野における協力を考慮する一方、各国はこれらの拡散の危険性に特別な注意を払わなければならない。我々は、現在、イラン及び北朝鮮を含め、中東、北東アジア及び南アジアで進

行しているミサイル計画を懸念している。我々は、多国間の取決め、特に、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCO C）及びミサイル技術管理レジーム（MTC R）をより効果的なものとするための取組を強化する必要があることを認識する。この点に関し、前回のMTC R総会のプレスリリース（ブエノスアイレス、2011年4月15日）で言及されているように、MTC R参加国は、国際の平和と安全に対する脅威となっている大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散について議論し、そのような特定の挑戦に対処する重要性と、その点においてMTC Rが果たす役割を再確認した。我々は、HCO Cの普遍化の取組を支持するとともに、同規範をより効率的なものにする意図を表明する。我々は、国際社会にこうした脅威をより認識させるとともに、弾道ミサイルに関する透明性を促進する決意である。

11. 2010年3月14～15日、G8の外相が生物・毒素兵器禁止条約（BTWC）第7回運用検討会議に関する声明を採択した。我々はこの宣言を歓迎し、BTWCの運用に関する効果的な見直しを行う第7回BTWC運用検討会議の成功を期待する。
12. 我々は、CWC及び化学兵器禁止機関（OPCW）の役割への無条件の支持を再確認する。化学兵器の破棄は、引き続き同条約の中核的な目的である。我々は、すべての保有国が、透明性のある形で、既存の検証制度に従い、化学兵器の破棄を加速するために必要なあらゆる措置を講じることを奨励する。我々は、より強化された産業検証体制の必要性を強調する。事業所の選定に関しては、同条約の対象と目的に重要な関連性を有する施設を対象とすべきである。
13. 我々は、多国間の法的文書の効果的な実施と強力な国内措置を通じ、拡散への対抗に関するより具体的なアプローチを促進する決意である。拡散金融に対処するため、我々は、金融活動作業部会（FATF）によって立ち上げられ、調和された形でのG8各国による資金監視を強化するプロセスを支持する。国連による拡散への制裁を支援するため、我々は、国内法令における既存の罰則を強化するとともに、各国に対し、大量破壊兵器、その運搬手段及びその関連物資の拡散を固別の犯罪とすることを奨励する。これらの規定は、金融や金融サービスも対象とする。拡散への対処を改善するため、我々は、G8及びその他の国と適切にこの分野における協力を強化することにコミットしており、特に拡散に対する安全保障構想（PS

I) を支持する国を増加させ、かつ、その効果を向上させることによって、我々は、国内の輸出管理政策を引き続き強化するとともに、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散に関連した知識及び知見へのアクセスを警戒する。そうした行動は、国連安保理決議第1540号、同第1887号その他の国連安保理決議の更なる履行のためにとられる。

14. 我々は、拡散の問題に対処する上で鍵となる国連安保理の役割を支持する。我々は、非国家主体による大量破壊兵器、その運搬手段及び関連物資の入手を防止することを目的とした国連安保理決議第1540号を強化し、1540委員会のマンデートを更新した国連安保理決議第1977号の採択を歓迎する。我々は、すべての国に対し、国連安保理決議第1540号の履行に貢献するよう求めるとともに、1540委員会のマンデート遂行に当たり、同委員会への支持を表明する。
15. 我々は、すべてにとってより安全な世界を追求し、NPTの目的に従い、すべてにとって損なわれない安全保障との原則に立ち、この目的を達成するためには不拡散が極めて重要であることを強調しつつ、国際の安定を促進する形で、核兵器のない世界に向けた条件を創出するための決意を想起する。
16. 我々は、ロシア連邦とアメリカ合衆国の間で新START条約が発効したことを、軍縮の課題の重要な進展として歓迎する。我々はまた、フランス及び英国によって既に行われている軍縮の努力を想起し、歓迎する。いくつかの核兵器国による核兵器削減、軍縮、信頼醸成及び透明性に関する取組は、いくつかの核兵器国による透明性の向上・改善措置を含め、2010年5月のNPT運用検討会議で採択された行動計画に沿った重要な進展である。我々はすべての国に対し、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効及び兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉入りを実現することによって、こうした取組を発展させるよう求める。
17. 我々は、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効と普遍化を通じ、すべての核兵器の実験的爆発又は他の核爆発の恒久的かつ法的拘束力ある形での停止に向けた努力を継続する。我々はすべての国に対し、この努力に参加すること、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発に関するモラトリアムを維持すること、また、同条約が発効するまでその目的及び目標を無効とするような行為を慎むことを求める。我々は、検証体制のすべての要素、

特に国際監視制度（IMS）と現地査察（OSI）の構築において、包括的核実験禁止条約機構（CTBTO）が達成した成果への支持を改めて表明する。

18. 我々は、軍縮会議（CD）が、核兵器又はその他の核爆発装置に用いられる兵器用核分裂性物質の生産を禁止する（検証規定を含む。）兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉を開始できない状態が続いていることに対する我々の深い憂慮と国際社会の増大する不満に留意する。我々は軍縮会議に参加するすべての国に対し、作業計画CD/1864に基づき、FMCTに関する実質的な国際交渉を直ちに開始するよう求める。我々は、G8の核兵器国が表明した当該物質の生産に関するモラトリアムへの支持を表明するとともに、その他の関係国もこれに続くよう求める。
19. 我々は、通常兵器に関する国際文書の作成に係る国連で継続中の努力を積極的に支持する。
20. 我々は、IAEAが国際的な不拡散体制の強化において果たしている決定的な役割を支持し、IAEAの包括的保障措置協定及び追加議定書を国際的な検認基準として推奨する意思を表明する。我々は、追加議定書の署名、批准を行っていない国にこれを行うよう求め、可能な限り早期にその規定を適用するよう要請する。
21. 我々は、NPT締約国が国際的な義務を遵守しつつ、原子力を平和的目的のために利用する奪うことができない権利を有していることを確認するとともに、我々は、国際的な義務を遵守し、民生用原子力計画の実施を希望する国が責任ある原子力開発の基本的な要件を満たすことができるよう、当該国に協力する意思があることを表明する。これらの要件は、原子力安全、セキュリティ、不拡散及び環境への配慮を含む。我々は、IAEAの包括的保障措置協定が、追加議定書と共に、IAEAの検認基準として広く受け入れられるよう、引き続き取り組んでいくことにコミットする。我々は、平和的目的で原子力を開発しているすべての国に対し、民生用原子力損害賠償責任に関する国際的な関連文書に沿って、国内の民生用原子力に関する損害賠償責任体制を発展又は強化することを要請する。適切な枠組みにおける革新的な技術の発展と適用は、世界的なエネルギー需要への供給や原子力事故に耐え得る強固かつ透明性のある原子力インフラの構築において、ますます重要な役割を果たしている。我々は、事故予防及び万一

事故が発生した時の影響を最小化するためのマネジメントにおいて、適時かつ十分な措置を講じる政府の責任を強調する。原子力事故発生時の通報の効率性と内容についても、更に改善する必要がある。

22. 我々は、原子力分野において核燃料サイクルへの多国間アプローチが果たす有益な貢献を認識し、引き続きこの問題に対処するための I A E A の努力を奨励する。この点に関し、我々は、I A E A が加盟国のために低濃縮ウランの備蓄を設けると決定したことや、市場原理を尊重しつつ、燃料バンクを創設すること及び核燃料供給保証イニシアティブのためのモデル協定を採択すると決定したことを支持する。
23. 我々は、原子力平和的利用の発展の一環として、核セキュリティの重要性を強調する。我々は、2010年4月のワシントン核セキュリティ・サミットの成果を歓迎し、各国に対し、コミュニケ及び作業計画に示された目標や、各国がワシントン・サミットで表明したコミットメント及び2012年のソウル・サミットに向けて表明したコミットメントを履行するよう奨励する。我々はすべての国に対し、核物質及び原子力施設の防護に関する I A E A の最新の勧告（I N F C I R C / 2 2 5 / R e v . 5）を履行するよう求める。
24. 我々は、核燃料サイクルのうち最も機微な側面（濃縮及び再処理）に関連した物品及び技術の移転を管理するための原子力供給国グループ（N S G）の取組を歓迎する。我々は N S G に対し、これらの移転を管理する強化されたメカニズムを実施するため、迅速にコンセンサスに達するよう奨励する。この取組の完了を待ちつつ、我々は、ラクイラ・サミットで採択され、2010年のムスコカ・サミットで追認された宣言に示されている一連の輸出要件を、引き続き各国で適用することに合意する。
25. 我々は、2002年にカナナスキスで立ち上げられた G 8 グローバル・パートナーシップの成果を歓迎し、ロシアにおける優先案件を完了させる決意である。パートナーシップに関する我々の評価ペーパーでは、世界各地で大量破壊兵器の脅威を削減する様々な活動において、23のパートナーが達成した意義深い成果を認識している。また、評価ペーパーは、将来の方向性も示している。我々は、ムスコカで表明された重点分野（核・放射線セキュリティ、バイオ・セキュリティ、科学者の雇用及び国連安保理決議第1540号の履行の促進）を踏まえ、2012年以降、パートナーシ

ップを延長することで合意している。我々は、上記の分野における案件について議論し調整するため、すべてのパートナーと協力するとともに、パートナーシップのメンバーシップを拡大する予定である。資金については、今後しかるべく検討する。